

調査報告書

(生命保険)

2024年8月16日

弁護士 久道瑛未

当職は、2024年6月、日本国内で生命保険を提供する大手保険会社8社に対し、①通称（婚姻前の旧姓による氏名）を表記して生命保険の契約をすることが可能か、②生命保険締結後、婚姻によって氏を変更した場合、氏名の変更手続を取らなくとも、保険金の受領が可能かを別紙1の文書にて問い合わせ、下記のとおり、回答を得た。

記

1 保険会社A（別紙2）

①本人確認書類における通称併記の有無にかかわらず、現状通称での契約はできないとのことであった。

②戸籍謄抄本等で同一人と確認できれば保険金等の受領は可能であるが、請求手続と同時に改姓の手続が必要になるとのことであった。

2 保険会社B（別紙3）

①本人確認書類における通称併記の有無にかかわらず、現状通称での契約はできないとのことであった。

②戸籍謄本・運転免許証等で氏名の変更事実を確認できれば保険金等の受領は可能であるとのことであった。

3 保険会社C（別紙4）

- ①本人確認書類における通称併記の有無にかかわらず、現状通称での契約はできないとのことであった。
- ②保険金請求手続前に、「名義変更手続き」を実施すれば保険金の受領は可能であるとのことであった。

4 保険会社D（別紙5）

- ①本人確認書類における通称併記がされている場合のみ、旧氏のみ表記で契約締結が可能であるとのことであった。ただし、社内的には戸籍名の管理もされているとのことであった。
- ②戸籍や運転免許証等で改姓の確認を行えば請求は可能であるとのことであったが、改姓時には変更手続を求められるとのことであった。

以上

(別紙1)

2024年5月●日

〇〇保険 法務部 御中

弁護士 寺原真希子

弁護士 久道瑛未(連絡担当)

照 会 書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当職らは、東京地裁・札幌地裁にて、第三次選択的夫婦別姓訴訟を提起している弁護団です。

貴社における生命保険契約と当事者の通称(婚姻前の旧姓)の使用の可否について、以下のとおり照会させていただきます。

各事項に書面にてご回答くださいますようお願い申し上げます。回答の書式は問いません。

<照会事項>

1. 生命保険契約の締結に際し、契約者・被保険者・受取人それぞれについて、通称(婚姻前の旧姓による氏名)を表記して契約することは可能ですか。下記の場合それぞれについてご回答ください。
 - ① マイナンバーカード、運転免許証、住民票等の本人確認書類に、戸籍名と旧姓が併記されている場合
マイナンバーカード、運転免許証、住民票等の本人確認書類に、戸籍名と旧姓が併記がなされていない場合
2. 1で通称の表記による契約が可能である場合に、戸籍名との併記が必要ですか。あるいは、戸籍名の記載を要せず、通称のみの表記で契約締結が可能ですか。
3. 生命保険契約締結後、契約者、被保険者または受取人が、婚姻によって姓を変更した場合、氏名の変更手続を取らなくても、保険金の受領が可能ですか。

以上

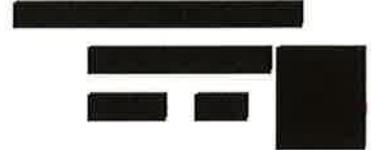
(別紙2)

2024年6月17日

早稲田リーガルcommons法律事務所

弁護士 寺原 真希子 先生

弁護士 久道 瑛未 先生



回答書

2024年6月4日付貴職からいただきました照会書に対し、下記の通り回答いたします。

記

1. 生命保険契約の締結に際し、契約者・被保険者・受取人それぞれについて、通称（婚姻前の旧姓による氏名）を表記して契約することは可能か。

①マイナンバーカード、運転免許証、住民票等の本人確認書類に、戸籍名と旧姓が併記されている場合

〔回答〕現状、通称で契約をすることはできません。

②マイナンバーカード、運転免許証、住民票等の本人確認書類に、戸籍名と旧姓が併記されていない場合

〔回答〕現状、通称で契約をすることはできません。

2.

〔回答〕上記1. で回答しましたとおり、現状のところ通称で契約をすることはできません。

3. 生命保険締結後、契約者、被保険者または受取人が、婚姻によって姓を変更した場合、氏名の変更手続きをとらなくても、保険金の受領が可能か。

〔回答〕戸籍謄抄本等で同一人と確認できれば保険金等の受領は可能ですが、請求手続きと同時に、改姓の手続きをお願いしております。

以上

(別紙3)

2024年6月21日

弁護士 寺原 真希子 様
弁護士 久道 瑛未 様

ご照会についての弊社回答

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、ご照会いただきました事項につきまして、以下に回答させていただきます。何卒よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

- ご照会：生命保険契約の締結に際し、契約者・被保険者・受取人それぞれについて、通称（婚姻前の旧姓による氏名）を表記して契約することは可能か。本人確認書類に戸籍名と旧姓が併記されている場合とそうでない場合について回答を求める。
 - 弊社回答：弊社は、契約者・被保険者・受取人のいずれについても、婚姻前の旧姓ではご契約を締結しておりません。また、本人確認書類に戸籍名と旧姓が併記されている場合も併記されていない場合も同様です。
- ご照会：生命保険契約締結後、契約者、被保険者または受取人が、婚姻によって姓を変更した場合、氏名の変更手続きをとらなくても、保険金の受領が可能ですか。
 - 弊社回答：戸籍謄本・運転免許証等、弊社所定の請求書類にて氏名の変更事実を確認できれば、保険金の受領は可能です。

以上

(本件のお問い合わせ先)



2024年6月14日

弁護士 寺原真希子先生

弁護士 久道瑛未先生



回答状

2024年6月4日付け貴事務所照会状につき、下記とおり回答いたします。なお、当該当社情報について、訴訟ほか第三者に開示する場合は、当社名は非開示でお願いいたします。統計に用いていただくことは問題ありません。

記

当社では、契約関係者の氏名等の情報をもとに、過去の保険金・給付金支払い履歴や、反社会的勢力の該当有無等を確認のうえ、お引き受けの判断を行なっているため、旧姓による保険契約の申込みはお取り扱いしておりません。いただいた各設問の回答は以下のとおりです。

1. ①項

—マイナンバーカード、運転免許証、住民票等の本人確認書類に、戸籍上と旧姓が併記されている場合

(回答) 旧姓による契約は不可

—マイナンバーカード、運転免許証、住民票等の本人確認書類に、戸籍上と旧姓が併記がなされていない場合

(回答) 旧姓による契約は不可

2. 項

(回答) 旧姓による契約は不可

3. 項

(回答) 保険金請求お手続き前に、「名義変更手続き」を実施いただくことで、受領可

以上

(照会先)



<照会事項に対する回答書>

1. 生命保険契約の締結に際し、契約者・被保険者・受取人それぞれについて、通称（婚姻前の旧姓による氏名）を表記して契約することは可能ですか。

下記の場合それぞれについてご回答ください。

①マイナンバーカード、運転免許証、住民票等の本人確認書類に、戸籍名と旧姓が併記されている場合・・・可能

②マイナンバーカード、運転免許証、住民票等の本人確認書類に、戸籍名と旧姓が併記がなされていない場合・・・不可能

2. 1で通称の表記による契約が可能である場合に、戸籍名との併記が必要ですか。あるいは、戸籍名の記載を要せず、通称のみの表記で契約締結が可能ですか。

旧姓のみの表記で契約締結可能です（ただし、社内的には戸籍名の管理もしております）

3. 生命保険契約締結後、契約者、被保険者または受取人が、婚姻によって姓を変更した場合、氏名の変更手続を取らなくても、保険金の受領が可能ですか。

選択的夫婦別姓への対応に限らず、改姓の手続きが未済のケースはありますが、請求に必要な書類の提出が可能であればご請求は可能です。改姓の手続きが未済の場合、請求手続き時に戸籍や運転免許証等を提出いただき改姓の確認を行っています。ただし、基本的には、改姓があった場合は変更手続をお願いしております。